

憩いホーム緑町デイサービス事業運営規定

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人正寿福祉会が設置する憩いホーム緑町デイサービス（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着通所介護の事業（以下「事業」という。）及び指定地域密着介護予防通所介護の事業（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な通所介護事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 憩いホーム緑町デイサービス

（2）所在地 甲府市若松町4番15号

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名（併設短期入所生活介護事業所施設長兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）生活相談員 1名以上

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービス調整及び居宅介護支援事業者等他の関連機関との連絡調整を行う。

（3）看護職員 1名以上（機能訓練指導員と兼務）

看護職員は、利用者の健康状態を適格に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

（4）介護職員 2名以上

利用者の心身の状態を把握し、適切な介護を行う。

（5）機能訓練指導員（看護職員兼務） 1名以上

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の維持・向上・減衰防止を図るために必

要な機能訓練を行う。

- (6) 事務職員 1名以上
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間は、午前8時から午後9時までとする。
- (3) サービス提供時間は、午前9時から午後4時とする。
- (4) 延長時間は、午後6時から午後9時とする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日18人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定地域密着通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①排せつの介助
 - ②移動、移乗の介助
 - ③その他必要な身体の介護
- (2) 家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ①衣類着脱の介助
 - ②身体の清拭、洗髪、洗身
 - ③その他必要な入浴の介助
- (3) 給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。
 - ①準備、後始末の介助
 - ②食事摂取の介助
 - ③その他必要な食事の介助
- (4) 利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①レクリエーション
 - ②グループワーク
 - ③行事活動
 - ④体操
 - ⑤機能訓練
 - ⑥休養、養護
- (5) 送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。
 - ①移動、移乗動作の介助
 - ②送迎
- (6) 利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ①生活、身上、介護に関する相談、助言
 - ②住宅改良に関する相談、助言
 - ③その他必要な相談、助言

(指定地域密着介護予防通所介護の内容)

第8条 指定地域密着介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
- (2) 利用者の介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の改善等）に基づき、自ら意思に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。
- (3) 利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
- (4) 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(利用契約)

第9条 事業又は予防事業の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第10条 事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着通所介護又は指定地域密着介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その「1割から3割」の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を越えた地点から1kmあたり 50円

二 保険給付の自己負担額は、利用者への説明書に掲載する利用料金。

三 食費は、600円を徴収する。

四 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用は、別紙積算根拠に基づき下記組み合わせの中で実際に使用した金額。

Aセット	50円	Bセット	50円	Cセット	50円	Dセット	50円
習字		カレンダー		作品作りA		作品作りB	
筆 墨汁 習字紙 4枚		のり 色鉛筆 消しゴム 色画用紙 カラーマッキー		お花紙 10枚 画用紙 セロテープ カラーマッキー 鉛筆		折り紙 5枚 画用紙 カラーマッキー のり	

五 その他指定地域密着通所介護及び指定地域密着通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

(通常の実業の実施地域)

第 11 条 通常の実業の実施地域は、甲府市全域の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は、指定地域通所介護及び指定地域密着通所介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。
- 二 利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。
- 三 利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。
- 四 利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

(緊急時等における対応方法)

第 13 条 従業者等は、事業又は予防事業を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 14 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

第 15 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密の保持)

第 16 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情対応)

第 17 条 事業所は、提供した事業又は予防事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 当事業所は、利用者の人権・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的実施する
 - (4) 前 3 項に上げる措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 19 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

(地域との連携等)

第 20 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

- 2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図る事を目的として、運営推進会を設置する。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者。利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する等とし、おおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催する。
- 4 事業所は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(衛生管理等)

第 21 条 事業所は、施設内で感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の措置を講ずる。

- (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催する。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策案し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営についての留意事項)

第 23 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人正寿福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 25 年 1 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 25 年 2 月 7 日より施行する。
- この規程は、平成 28 年 2 月 8 日より施行する。
- この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 7 年 2 月 1 日より施行する。